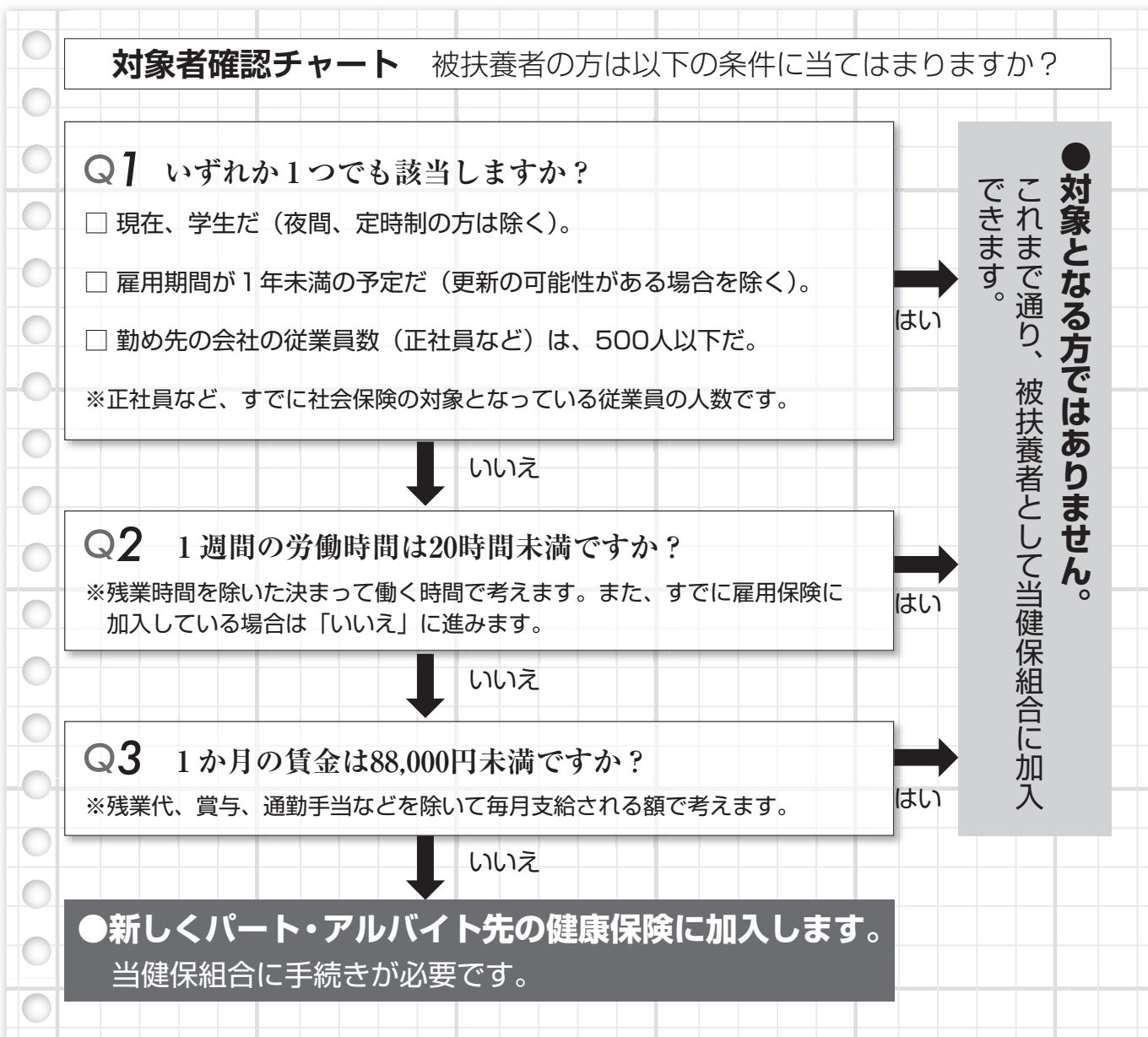


10月からパート・アルバイトの方の健康保険の加入対象が広がります

平成28年10月から、健康保険や年金などの社会保険の加入対象となる人の基準が変わり、パート・アルバイトなどで週20時間以上働く方にも広がります。被扶養者である家族が新しく職場の健康保険に加入する場合は、当健保組合に被扶養者を外す手続きが必要です。

下記のチャートを参考に、被扶養者の方が対象となるかを確認し、対象となる場合には忘れずに手続きをお願いします。



■対象となる方は手続きを忘れずに！

新しくパート・アルバイト先の健康保険に加入する場合は、被保険者の方の事業所を通じて、当健保組合に「被扶養者（異動）届」を提出します。また、新しい保険証が加入先の健康保険から発行されますので、事業所を経由して現在使用している対象者の方の当健保組合の保険証を返却してください。

